

令和5年度（第3回）

串本町農業委員会定例会 会議録

令和5年6月9日（金）

第3回 串本町農業委員会 定例会 会議録

日 時 令和5年6月9日（金）午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2階 A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 西 謙讓

議 事

- 議案第17号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第18号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第19号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第22号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による
利用権の設定について
議案第23号 串本農業振興地域における農用地区域の除外について
議案第24号 串本農業振興地域における農用地区域の除外について

出席委員

2番	小山喜行	5番	柴田明夫	6番	谷本昌平	7番	角是明
8番	中筋雄四郎	10番	西謙讓	11番	東地寧司	13番	増本昌弘
14番	山下敏文	15番	宇井良子	17番	杉本百男	19番	堤和之
20番	深美剛一	22番	山田定男				

欠席委員

1番	尾鷲壽夫	3番	坂本渡	4番	芝崎憲年	9番	中村省一
16番	地當久男						

出席職員

事務局2名 濱地、勝山

議長	(西会長 挨拶) はい。それでは本日出席される方が揃っておりますので、というかもう時間ですね。始めたいと思います。皆さん、こんにちは。本日もお忙しいところ定例会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。梅雨に入ってからもう何日か経つ訳ですが、梅雨に入るなり大雨がありまして、他の地域では大変な被害が出ております。梅雨のイメージと言えばこれまではしとしと雨やにわか雨が続き、最後にまとまった雨が降って、そして雷が鳴って梅雨が明けるといったイメージがありましたけれど、最近はこのイメージがもう完全に崩れて行った感じがいたします。今年も梅雨が明けるまではあと一か月くらいはあるかと思うんですが、その間に異様な天候にならないようにね、そう願う次第であります。 それではまず、本日の欠席届が出ている方は、3番の坂本委員、4番の芝崎委員、9番 中村委員、16番 地當委員、そして1番の尾鷲委員です。5名とちょっと多いですが、それから署名委員には13番 増本委員、2番 小山委員、お二方を指名いたします。よろしくお願いいたします。 それでは、本日審議していただく議案は8個案件でございます。どうかご協力をよろしくお願いいたします。 それでは議案審議のほうに入っていきたいと思います。ただいまから令和5年度第3回串本町農業委員会の定例会を開催いたします。 議案第17号 農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 続きまして現地調査報告をよろしくお願いいたします。
増本委員	はい。13番、増本です。
議長	はい、13番 増本委員。
増本委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。それではですね、ただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はござ

	いませんか。 (なしの声)
議長	無いようですので、お諮りをいたします。 議案第１７号、原案通り承認することにご異議ございませんか。 (異議無しの声)
議長	異議無しの声多数でございます。よって議案第１７号、原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第１８号 農地法第２条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告ですが、この件について担当委員は坂本委員でありますが、本日は欠席されていますので、宇井委員が報告いたします。宇井委員、よろしくお願いします。
宇井委員	はい、１５番 宇井です。
議長	はい。
宇井委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。 (なしの声)
議長	はい、無いようですので、お諮りをいたします。 議案第１８号、原案通り承認することにご異議ございませんか。

	(異議無しの声)
議長	異議無しの声多数でございます。よって議案第 18 号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第 19 号 農地法第 2 条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 それではですね、現地調査報告ですけれど、私の担当地区なので私から報告いたします。
議長	(現地調査報告)
議長	はい。それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。 (なしの声)
議長	はい、無ければお諮りをいたします。 議案第 19 号、原案通り承認することにご異議ございませんか。 (異議無しの声)
議長	異議無しの声多数でございます。よって議案第 19 号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 それではですね、現地調査報告は、これも私の担当でありますので、私からご報告申し上げます。

議長	(現地調査報告)
小山委員	嘘でもやるって言われていたら、分からなかったかも知れんね。
議長	それはもう正直なところね、どうですか皆さん、これはもう却下ということでよろしいですか。
山下委員	ちょっとすいません。14番 山下です。
議長	はい、14番 山下委員。
山下委員	この〇〇〇番の土地っていうのは、ハウスが建っていますよね。何かの苗を作るのに建ててあるかと思うけれど、この右側の方にね。ここもその〇〇〇番になるのではないのかな。
議長	ここも入っていますね。
山下委員	それであればちゃんと目的があってやっているのだから認めても構わないのと違いますかね。
議長	ただ本人が農業をする意思が無いと言っていますからね。
山下委員	そうか、そうですね。分かりました。これはまた違う話になるけれど、そこを形としては貸してもらってというか、土地を借りてやっている人が居るのでね。そこは利用権を設定しないといけないという話になってくるのかな。
議長	まあ、そういうことになりますね。とにかくこれは所有権が移らないということです。この申請は、所有権を移すための申請になりますので。
山下委員	そういうことやね。
議長	所有権が移らなくても利用権の設定であるとかをして利用はできますからね。それはまた別の申請になってきますんでね。
山下委員	別の問題やね。分かりました。

議長	そしたら、他にありますか。
谷本委員	ちょっといいですか、6番 谷本です。
議長	はい、6番 谷本委員。
谷本委員	この〇〇〇の〇〇〇番というのは、地図にあるこの部分だけなんですか。それともこのハウスの建っている部分も全部含まれているんですか。
議長	全部ですね。
谷本委員	全部ですか。地図ではこの一部分だけ枠をしていますけれどこの部分だけを借りるというか、買うっていう話ではないのかな。
事務局	申請では、面積が〇〇〇㎡と登記に出ているんですけど、その部分を所有権移転したいということで、地図には四角い建物の図がありますが、それはハウスの部分ではありません。枠で囲んでいる部分の中にハウスがありまして、買うのはその1筆ということです。
谷本委員	分かりました。
議長	よろしいですか。はい、どうですか皆さん。本人は作る意思が無いということなんですが。
小山委員	それは難しい話やね。
議長	きちっと話が出来ていなかったんだと思います。その書士とね。
柴田委員	ちょっと疑問なんですけど、この申請の目的は何なののでしょうか。この申請者の方のね。
事務局	この申請者の方は、確か〇〇でしたよね。
議長	そうやね。

議長	はい、ありがとうございました。それではただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。
小山委員	はい、2番 小山です。
議長	はい。2番 小山委員。
小山委員	この方は耕作して何を植える、栽培するんですか。
事務局	営農計画書で確認しますとレモンになっています。果樹の栽培ですね。
小山委員	この辺りも猿の被害があるし、囲いをしないと無理じゃないかな。
議長	レモンは、あれは猿でも食べるのかな。酸っぱいし食べないんじゃないのかな。
小山委員	どうやろうね。
議長	はい。他にございませんか。
小山委員	これからは、この下限面積が無くなったから、こういうのでも出されてしまったら、認められないという理由が無いね。
議長	それに関連して、やはり農業を本当に続けて行くのかどうか、その後の経過を見て行く必要があると思います。今までであれば百姓をやっている人が主な申請者だったけれど、これからは少しの土地を求めておいて何年か経ったら宅地にしたいとか、そういう下心で申請して来るような者も中には居るかも知れませんからね。
小山委員	これは難しいね。
議長	やはりこう続けて監視じゃないけれど、見守って行く必要が出て来るんじゃないかなとこのように思いますね。大変だと思いますけれど。ただこの許可するということ自体はどうっていう話では無いと思いますけれど。

議長	はい、皆さん他にご意見はございませんか。 (なしの声)
議長	はい、無ければお諮りいたします。 議案第 2 1 号、原案通り承認することにご異議ございませんか。 (異議無しの声)
議長	異議無しの声多数でございます。よって議案第 2 1 号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第 2 2 号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いいたします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	今のところやけれど、これは賃借権じゃなくて貸借権と違うかな。
事務局	本当ですね。使用賃借権になっていますね。間違いが多くて申し訳ございません。権利の種類は、使用貸借権の設定です。それから内容は水稻の栽培に訂正をお願いします。 はい、続いて始期及び存続期間は、公告の日から 3 年間となっています。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。それでは、現地調査報告ですが、これも私の担当地区でありますので、私のほうからご報告をいたします。
議長	(現地調査報告)
議長	はい。それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。
小山委員	はい。
議長	はい。2 番 小山委員。

小山委員	この〇〇さんは前に〇〇かどこかでニンニクを作っていた人ですか。
議長	そう、その人です。そのニンニクはもう最近は鹿にやられてしまって栽培していないようです。それで今はここでやっているようです。
小山委員	〇〇からここまで通ってくるのも大変だと思うけれどね。
議長	それでも熱心に、まあ若いからね。熱心に通って来ていますけれどね。
東地委員	はい。
議長	はい、１１番 東地委員。
東地委員	これは農業公社を通しての利用権設定やね。
事務局	そうです。
東地委員	この内容を見ていたら、これは前に同じのがあったと違うかな。
事務局	前にも話が出ていたということですかね。そうですね、前にも同じ所で話がありまして、今回改めて計画をやり直す格好ですね。
東地委員	公社を通して設定し直すということやね。分かりました。
議長	はい、他にありますか。
	(なしの声)
議長	無ければお諮りをいたします。 議案第２２号、原案通り承認することにご異議ございませんか。
	(異議無しの声)
議長	異議無しの声多数でございます。よって議案第２２号は原案通り承認可決されました。

	続きまして、２７ページの議案第２３号 串本農業振興地域における農用地区域の除外についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 それではですね、この案件の担当は、この２３号と次の２４号の担当は地當委員になっているんですが、本日欠席されています。ご兄弟を病院に連れて行くということで欠席になっておりますのでこれについては、現地調査は一緒に行っていていただきますが、報告については事務局のほうから行いますのでよろしくお願いします。
事務局	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。
小山委員	はい。２番 小山です。ちょっと教えてください。
議長	はい。２番 小山委員。
小山委員	これはこの農地を除外して、また所有権の移転は後日ですか。
議長	転用は、後からですね。
事務局	はい。転用は後日になりますが、所有権を移転するかは今のところまだ決まっていません。
小山委員	除外しないと転用も出来ないからね。
事務局	そうですね。最終的に転用申請を出してもらう予定ですが、その場合は今までの経緯を示す顛末書を添付していただくよう話をしています。
小山委員	道路は串本の町道になるということですか。

事務局	今のところ町道になる予定はありません。この除外申請の段階で申出人が所有者本人になっていますので、この流れで行くと農地法第4条の自己農地の転用で出て来る形になります。その場合は、個人所有のままであり、転用すれば地目は農地から変えられますが、その後で町に権利を譲る等の話は今のところ聞いておりません。
小山委員	〇〇でも町道とか農道がついている所でも部分的にしか串本町の登記にしていないからね。
議長	それはもう次回の時になってみないとね。
事務局	そうですね。この申請に関しては町が行った工事ではありませんので。
小山委員	いずれにしても除外しないと話が進まないからね。
議長	その通りですね。 はい。他にございませんか。
谷本委員	ちょっと聞いておきたいことが。6番 谷本です。
議長	はい。6番 谷本委員。
谷本委員	道路っていうイメージなんですけど、これは地域にとって必要な道路ということで良いのかな。その辺の話は聞いていますか。
議長	はい、事務局。
事務局	はい。もしかしたらご存知の方がおられるかも知れませんが、この件について、実はもう新聞に記事が載っているんですね。これがその道路が完成しましたという記事です。これが載ったのが、これは〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇の記事のコピーなんですけれど、この中で書いていますのが元々、この地域には幅が1メートルに満たない畦道しか無かったということで、救急車両やストレッチャーすら通れないような狭い道しか無くて、この28ページの地図を見てもえれば、奥に何軒か家があるんですが、この辺りの住民の方から何とか道路を整備して欲しいというような要望が町のほ

	うにもあったようで、そういったことも記事に書いてあります。ただ、受益者が少ないこともあってなかなか町では対応出来なかったということです。そういった中で当時の区長さんを中心に地域の方々から出資金を募ったり、所有者の方との交渉を行ったりしてですね、区民の方を中心に草刈り等から始めて少しずつ道路整備を進めていく中で高速道路の工事業者が、〇〇〇の業者さんですが、地元貢献事業という形で、無償で工事をしますよという風な話が出てきたようです。それでそのまま話が進んで年明けの１月の始めに丸２日ぐらいかけて道路用地としての整備を行ったようです。それで終わった後で、いざ新聞に記事が載った段階で農地であれば許可が必要なのではないかというお話が出たようです。それで区長さんから相談を受けまして、そういうことであれば早急に手続きをしていただきたいということで今回の申請に至ったという流れです。
議長	はい。そういうことのようにです。 今回は農用地区域からの除外という内容であります。他に何かございませんか。 (なしの声)
議長	はい、無ければお諮りをいたします。 議案第２３号、原案通り承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声多数でございます。よって議案第２３号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第２４号 串本農業振興地域における農用地区域の除外についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 続きまして、現地調査報告をよろしくをお願いします。
事務局	(現地調査報告)

議長	はい、ありがとうございました。 それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。
谷本委員	はい、6番 谷本です。
議長	はい。6番 谷本委員。
谷本委員	ちょっとこれは道路と違うんじゃないかなという感じはあるんですけど、何かついでに申請を上げて来たような感じがしないことも無い気がしますけれど、本当に全部を道路で使うのかな。
事務局	確かにですね、結構立派な道がついているんです。この間、現地を見て来た感じだと、議案第23号のほうの台形のような形の土地ですが、こちらについては全てが道路というよりは、駐車場を兼ねて利用をしているような格好です。
谷本委員	道路と言われたらちょっとどうなのかなという疑問が残る気がしますけれどね。個人的な意見になって申し訳ないけれど。
事務局	区長さんの話では、手前の24号の細長いほうは道として、そして奥にある広い方の土地は、救急車のような大きい車が転回できるように広めに取りつてあるというような話は聞いています。それであっても実際、ちょっと広いかなという印象はあります。
谷本委員	地域にとってはこの場所には必要な物ということなんですよ。
事務局	もともとはそういった要望から始まって、町では対応できないという話になって、区民の方々が協力して、結果この形になったという話にはなるんですけど。
谷本委員	区長なんかもこの話には納得されているということなんですね。
事務局	そうですね。元は区の要望ということで町にも話が来ていますので。
谷本委員	はい、分かりました。

議長	それでは他にございませんか。 (なしの声)
議長	はい、無いようですのでお諮りをいたします。 議案第２４号、原案通り承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声多数でございます。よって議案第２４号は原案通り承認可決されました。第２３号、第２４号の案件についてはですね、また後日、おそらく農地転用の申請が出て来るかと思えます。その時にまたご意見をいただければなとこのように思います。 それでは以上をもって、本日の議案審議は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。 (令和４年度農業委員会事業の実施状況について) 午後２時３０分 定例会終了